

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700009 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700148 号

第1 結論

1 請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年5月25日から同年6月26日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和49年5月25日から同年6月26日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年5月25日から同年6月26日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のC社(後に、D社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年5月25日から同年6月まで
② 昭和49年11月26日から同年12月9日まで

請求期間①について、A社に昭和49年6月まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年5月25日になっている。退職した月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

請求期間②について、C社に昭和49年12月8日まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年11月26日になっているので厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された昭和49年6月分の給料支払明細書(以下「明細書」という。)の事業所名欄に事業所名の記載はないものの、当該期間当時の事業主は給与の締め日は25日であると回答している上、当該明細書の「労働日数」欄に、「自5月26日至6月25日 13.5日」の記載があることから、これらを判断すると、当該明細書はA社が発行した給料支払明細書であることが認められる。

請求者から提出された明細書によると、労働日数の欄に「自5月26日 至6月25日 13.5日」と記載されていることから、請求者は、同社に昭和49年5月26日から同年6月25日までの間に13.5日勤務していたことが確認できる。

また、請求者は、自身が提出した明細書はA社における最後の給料支払明細書であると陳述している上、請求期間①当時の事業主は、請求者は1年近く働いていた旨の回答をしていること、当該明細書に記載されている労働日数欄の「自5月26日 至6月25日」から判断すると、請求者は少なくとも昭和49年5月25日から同年6月25日まで同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

さらに、請求期間①当時の事業主は、厚生年金保険料の控除月は当月控除、翌月控除かは不明と回答しているが、上述のとおり、請求者は「49年6月分」がA社における最後の給料支払明細書で、同社に昭和49年6月末まで働いていなかった旨陳述していること、当該明細書の労働日数13.5日分として日割り計算された「49年6月分」の給料支払明細書には、オンライン記録から確認できる請求者の請求期間①における標準報酬月額6万8,000円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが記載されていることから、当該厚生年金保険料は昭和49年5月分の厚生年金保険料であることが認められる。

以上のことから、昭和49年5月25日から同年6月26日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録から確認できる請求者のA社における同年4月の標準報酬月額及び請求者から提出された明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間①当時の事業主は、請求者に係る請求内容どおりの届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者は、C社に昭和49年12月8日まで勤務していたと主張しているが、同社は平成8年6月1日に解散しており、当該期間当時の事業主に当該期間当時の資料の提供等を照会するも、事業主から回答が得られないため、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社における請求者の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、請求期間②当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会するも、請求者の当該期間に係る勤務を記憶している者はいない。

さらに、請求者は、請求期間②においてC社から給与を支給され、当該給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700121号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700147号

第1 結論

請求者のA社における平成元年6月1日から平成3年7月1日までの期間、平成5年7月1日から平成6年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成元年6月の標準報酬月額については11万8,000円から20万円、同年7月の標準報酬月額については11万8,000円から22万円、同年8月の標準報酬月額については11万8,000円から16万円、同年9月の標準報酬月額については11万8,000円から22万円、同年10月から平成2年9月までの標準報酬月額については11万8,000円から20万円、同年10月から平成3年4月までの標準報酬月額については13万4,000円から24万円、同年5月から同年6月までの標準報酬月額については19万円から24万円、平成5年7月から同年11月までの標準報酬月額については16万円から24万円、同年12月の標準報酬月額については16万円から17万円、平成6年2月から同年5月までの標準報酬月額については16万円から24万円とする。

平成元年6月から平成3年6月まで、平成5年7月から同年12月まで及び平成6年2月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年6月から平成3年6月まで、平成5年7月から同年12月まで及び平成6年2月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年6月1日から平成6年7月10日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給料支払明細書で確認できる給与額より低い額となっている。給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正し、将来の年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成元年6月1日から平成3年7月1日までの期間、平成5年7月1日から平成6年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年6月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給料支払明細書により、請求者が当該各期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該各期間に係る標準報酬月額は、上記の給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成元年6月の標準報酬月額は20万円、同年7月の標準報酬月額は22万円、同年8月の標準報酬月額は16万円、同年9月の標準報酬月額は22万円、同年10月から平成2年9月までの標準報酬月額は20万円、同年10月から平成3年6月までの標準報酬月額は24万円、平成5年7月から同年11月までの標準報酬月額は24万円、同年12月の標準報酬月額は17万円、平成6年2月から同年5月までの標準報酬月額は24万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成元年6月から平成3年6月までの期間、平成5年7月から同年12月までの期間及び平成6年2月から同年5月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成元年6月から平成3年6月までの期間、平成5年7月から同年12月までの期間及び平成6年2月から同年5月までの期間について、上記の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成3年7月1日から平成5年7月1日までの期間、平成6年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月10日までの期間については、請求者は当該期間に係る給料支払明細書等を保管しておらず、事業主は、賃金台帳等の資料はない旨回答していることから、当該期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間のうち平成3年7月1日から平成5年7月1日までの期間、平成6年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月10日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間のうち平成3年7月1日から平成5年7月1日までの期間、平成6年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。